

令和3年度目標の修正要否について

令和3年度 未収金残高（当初）目標 437 億円【令和2年度末未収金残高見込 479 億円（2年度比 $\Delta 42$ 億円）】

〔 現年度分目標 137 億円【令和2年度末未収金残高見込 223 億円（2年度比 $\Delta 86$ 億円）】

過年度分目標 300 億円【令和2年度末未収金残高見込 256 億円（2年度比 +44 億円）】 〕

令和2年度の決算見込未収金残高を踏まえ、令和3年度の未収金が大幅に減少する見込みとなったため、以下のとおり目標を修正して未収金対策に取り組んでいく。



令和3年度 未収金残高修正目標 378 億円【令和2年度末未収金残高見込 479 億円（2年度比 $\Delta 101$ 億円）】

〔 現年度分目標 122 億円【令和2年度末未収金残高見込 223 億円（2年度比 $\Delta 101$ 億円）】

過年度分目標 256 億円【令和2年度末未収金残高見込 256 億円（2年度比 0 億円）】 〕

●目標修正の主な要因について

現年度分

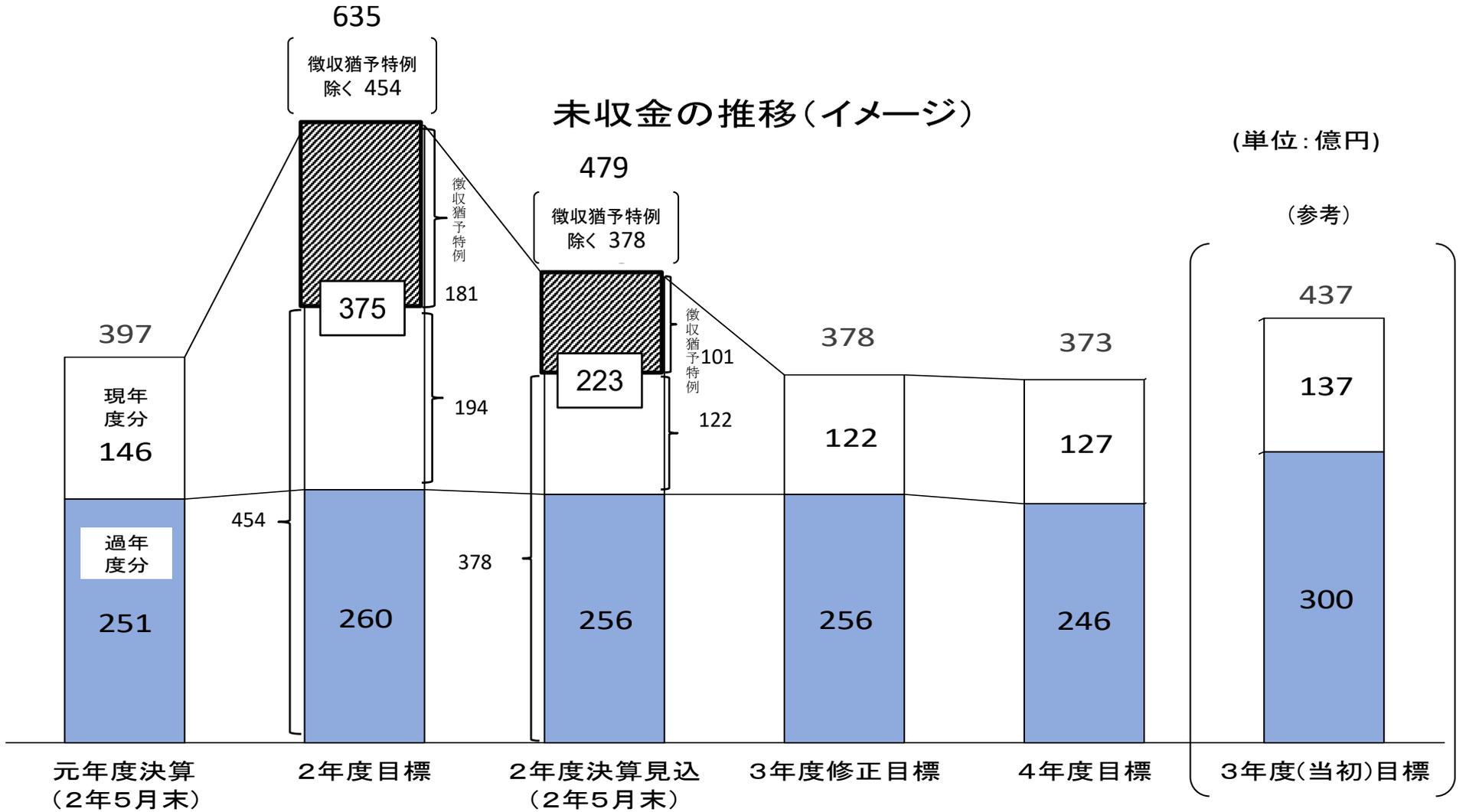
国民健康保険料において、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い創設された減免制度の適用額を織り込んだことによる調定額の減少や市税の徴収率向上に伴う未収金残高の減少などを想定

過年度分

令和2年度末未収金残高について、当初想定 of 635 億円から 479 億円となり、その残高が令和3年度当初の過年度分未収金残高となるが、その中には、市税の徴収猶予特例分が含まれているため、引き続き、適切な未収金対策に取り組むことで、令和3年度末の過年度分未収金残高は新型コロナウイルス感染症拡大前の残高水準にまで圧縮できると想定

未収金の推移(イメージ)

(単位: 億円)



未収金が発生している債権の徴収率

合計 96.0%
 現年度 98.7%
 過年度 21.2%

合計 93.6%
 (除特例 95.2%)
 現年度 96.4%
 (除特例 98.1%)
 過年度 19.5%

合計 95.1%
 現年度 97.9%
 過年度 20.9%

合計 95.9%
 (除特例 96.0%)
 現年度 98.8%
 過年度 34.9%
 (除特例 21.0%)

合計 96.1%
 現年度 98.8%
 過年度 21.5%

合計 95.3%
 (除特例 95.4%)
 現年度 98.6%
 過年度 43.9%
 (除特例 24.5%)

1 令和3年度目標達成のための重点取組事項

- (1) 強制徴収できる公債権については、財産調査（給与・預金等）を強化し、納付能力があるすべての滞納者に対して滞納処分を徹底。また、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を見極めながら、適切な債権管理を実施
- (2) 私債権及び強制徴収できない公債権については、預金、給与収入等を有するなど納付能力がある滞納者に対して、支払督促をはじめとする厳正な法的手続きを実施。また、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を見極めながら、適切な債権管理を実施
- (3) 私債権及び強制徴収できない公債権について、債務者の状況を精査し、回収不能な債権については、債権放棄をはじめとする適正な未収債権の整理を実施

（本市においては、次の事例などで債権放棄を実施している。）

・ 私債権

消滅時効の期間が経過しており、かつ、債務者に差し押さえることができる財産がないため

消滅時効の期間が経過しており、かつ、債務者についてその所在が不明であるため

消滅時効の期間が経過しており、かつ、債権金額が債権の回収に要する費用に満たないと認められるため

債務者が死亡し法定相続人が存在せず、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため

・ 強制徴収できない公債権

債務者が死亡し法定相続人が存在せず、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため

・ 私債権、強制徴収できない公債権共通

債務者が破産しており、当該債務を弁済することができる見込みがないため

- (4) 令和3年度中に時効を迎える債権については、行方不明等により不可能な場合を除き、債務承認書、分納誓約書の取得など、時効更新のため最大限取組を実施。時効更新を行えない場合は、財産調査に基づき、滞納処分の執行停止又は徴収停止を実施
- (5) 口座振替勧奨や多様な納付環境の整備等による納期内納付促進の取組によって新規未収金の発生を抑制

2 消滅時効期間を経過する予定の債権に対する適切な事務処理の徹底について

上記1の取組を徹底させる一環として、各所属に対し、令和3年度中に消滅時効期間を経過する予定の債権で、滞納者一人あたりの滞納金額が10万円以上の債権について、滞納者数・金額の把握及び対応状況の追跡調査を実施し、進捗状況が思わしくない債権所属に対する指導を徹底するなど、取組の進捗管理とともに取組内容の認識共有を図る。